

＼ 令和6年4月1日より /

相続登記の申請が義務化されます

正当な理由なく申請を怠った時は

10万円以下

の過料の対象になります！！



身近で大切な人が亡くなった…

「不動産の相続？名義変更？登記手続き？」ってなに??

何から手続きを始めればいいのか分からない…



※令和8年4月までに、**住所・氏名変更登記**も義務化されます。詳細は裏面へ※



登記手続は司法書士へお任せください！



施行日以前に相続となった場合も対象です。

少しでも気になる点があればご相談を！

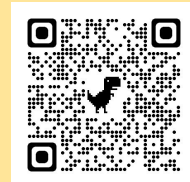


◎ お問い合わせ ◎

① **03-5358-6738** へ連絡（平日9時～18時）

「相続のチラシを見た」とお伝えください。担当 市原

② お手元にある名刺の司法書士に直接メール
名刺にメールアドレスの記載がございます。



「司法書士法人ブリッジ」で検索

③ ホームページにあるご相談ご予約フォームより連絡

東京都渋谷区代々木2-15-4新宿スクエアビル1F



司法書士法人ブリッジ



相談無料



親戚、知り合い、友人の
ご紹介相談も歓迎